

(意見書案第4号)

温室効果ガス排出量の「実質ゼロ」へ向けた取組の強化を求める意見書

近年、世界各地で豪雨や猛暑などの異常気象による災害が頻発している。本道においても、2016年に台風が相次いで上陸・接近したほか、2019年には北海道の観測史上、初めて最高気温が39度台を記録するなど、気候変動による影響が道民生活や基幹産業である農林水産業、自然生態系など幅広い分野に影響が及ぶことが懸念されている。

こうした気候変動は、地球温暖化が一因ともされており、2015年に採択された新たな国際的枠組みである「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つことを世界共通の目標としたほか、2018年に公表された、国連の気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCの特別報告書では、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが必要とされた。

こうした中、国は、2019年に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達地点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することとし、地方自治体に対し2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す旨の表明を呼びかけている。

呼びかけに応じた地方自治体はその目標を達成するためには、地域の特性に応じて、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の促進など従来行ってきた取組の一層の推進及び二酸化炭素の分離・回収・再利用といった国の成長戦略に掲げる革新的な環境イノベーションなどを地域において積極的に展開することが必要であり、国は、その取組を全面的に支援し、排出量実質ゼロを実現させるべきである。

よって、国においては、長期戦略を着実に進めるために、地域における積極的な取組を財政面及び技術面から力強く支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月19日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣

} 宛